

利用者負担の考え方について

新制度における利用料は、世帯の所得状況等を勘案して現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることになっています。

国からは、別紙のとおり「利用者負担のイメージ」が示されています。これは、国で示す幼児教育・保育に必要な経費（仮の公定価格）から算出されたもので、国において予算編成に委ねられているため、未だ確定をしていない状況にあります。来々年4月からの新制度実施に向け検討を進めたいと考えます。

（1） 保育所の利用料について

現在は、国が示す**所得税額に応じた**8つの階層区分を町では20の区分に細分化し利用料を設定しています。

新制度では、今までの所得税額ではなく、**市町村民税所得割額に応じて**区分を設定することになります。

① 階層区分数について

- ・国が「8区分」で変わらないことから、町の区分数も現在とほぼ変わらない設定にするか。

② 階層区分間の差について

現在の所得税額による設定において、設定する階層の差（税額）にバラツキがあります。

- ・新制度では市町村民税所得割額での設定になりますが、このバラツキを是正するか。

③ 児童の年齢による区分について

現在、町では年齢により「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」の3区分に分けています。

- ・今回、国の示すイメージでは「3歳未満児」と「3歳以上児」の2区分になっていますが、国に合わせるか。

(2) 幼稚園の利用料について

現在、私立幼稚園の利用料は設置者が自由に設定しています。

新制度では、施設型給付の対象となる幼稚園については、保育所の利用料と同じように国が示す市町村民税所得割額に応じた区分ごとの基準額の範囲内で市町村が設定することになります。

① 階層区分数について

- ・国では「5区分」で階層を設定していますが、町の区分数はどのようにするか。

② 階層区分間の差について

- ・国階層区分を市町村民税所得割額で細分化する場合、区切り方をどうするか。

(3) 利用料設定について

① 保育短時間利用者の利用料の設定

- ・保育標準時間の利用料とは別に設定することについて

② 利用者負担の水準

- ・施設の規模や事業の種類（小規模保育等）を問わず、同一水準とするか。